

## ボランティア活動保険

改定前	改定後
<p><b>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約条項</b></p>	<p><b>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約条項</b></p>
<p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>(1) 当社は、被保険者がボランティア活動中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」といいます。）<u>が定める</u>一類感染症、二類感染症<u>または</u>三類感染症（以下「特定感染症」といいます。）を発病した場合は、この特約条項およびボランティア活動保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い保険金（後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。</p> <p>(2) (1)の発病の認定は、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断によります。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第3条（入院保険金の支払）</p> <p>(1) 当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             保険証券記載の入院保険金日額         </div> <div style="font-size: 2em;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             入院した日数              （180日を限度とします。              ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。）         </div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             入院保険金の額         </div> </div> <p>(2) 当社は、被保険者に法の規定による就業制限が課された場合は、入院したものとみなします。</p>	<p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>(1) 当社は、被保険者がボランティア活動中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」といいます。）<u>第6条第2項から第4項までに規定する</u>一類感染症、二類感染症<u>もしくは</u>三類感染症<u>または法第6条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症（法第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り）</u>（以下<u>あわせて</u>「特定感染症」といいます。）を発病した場合は、この特約条項およびボランティア活動保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い保険金（後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。</p> <p>(2) (1)の発病の認定は、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断によります。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第3条（入院保険金の支払）</p> <p>(1) 当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             保険証券記載の入院保険金日額         </div> <div style="font-size: 2em;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             入院した日数              （180日を限度とします。              ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。）         </div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             入院保険金の額         </div> </div> <p>(2) 当社は、被保険者に法<u>第18条第2項</u>の規定による<u>（法第7条第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。）</u>就業制限が課された場合</p>

## ボランティア活動保険

改定前	改定後
<p>(3) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときは、その処置日数を含みます。</p> <p>(4) 被保険者がこの特約条項または普通約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中、新たに特定感染症を発病したとしても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>は、入院したものとみなします。</p> <p>(3) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときは、その処置日数を含みます。</p> <p>(4) 被保険者がこの特約条項または普通約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中、新たに特定感染症を発病したとしても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p><b>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項</b></p>	<p><b>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項</b></p>
<p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>(1) 当会社は、被保険者がボランティア活動中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」といいます。）が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症（以下「特定感染症」といいます。）を発病した場合は、この特約条項およびボランティア活動保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い保険金（後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金または葬祭費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。</p> <p>(2) (1) の発病の認定は、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断によります。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>(1) 当会社は、被保険者がボランティア活動中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」といいます。）<u>第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症または法第6条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症（法第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り</u>ます。）（以下あわせて「特定感染症」といいます。）を発病した場合は、この特約条項およびボランティア活動保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い保険金（後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金または葬祭費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。</p> <p>(2) (1) の発病の認定は、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断によります。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>第3条（入院保険金の支払）</p>	<p>第3条（入院保険金の支払）</p>

## ボランティア活動保険

改定前	改定後										
<p>(1) 当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; text-align: center;">                     保険証券記載の入院保険金日額                 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">×</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%; text-align: center;">                     入院した日数                      (180日を限度とします。                      ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。)                 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; text-align: center;">                     入院保険金の額                 </td> </tr> </table> </div> <p>(2) 当社は、被保険者に法の規定による就業制限が課された場合は、入院したものとみなします。</p> <p>(3) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。)であるときは、その処置日数を含みます。</p> <p>(4) 被保険者がこの特約条項または普通約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中、新たに特定感染症を発病したとしても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	保険証券記載の入院保険金日額	×	入院した日数 (180日を限度とします。 ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。)	=	入院保険金の額	<p>(1) 当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; text-align: center;">                     保険証券記載の入院保険金日額                 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">×</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%; text-align: center;">                     入院した日数                      (180日を限度とします。                      ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。)                 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; text-align: center;">                     入院保険金の額                 </td> </tr> </table> </div> <p>(2) 当社は、被保険者に法第18条第2項の規定による<u>法第7条第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。</u>就業制限が課された場合は、入院したものとみなします。</p> <p>(3) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。)であるときは、その処置日数を含みます。</p> <p>(4) 被保険者がこの特約条項または普通約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中、新たに特定感染症を発病したとしても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	保険証券記載の入院保険金日額	×	入院した日数 (180日を限度とします。 ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。)	=	入院保険金の額
保険証券記載の入院保険金日額	×	入院した日数 (180日を限度とします。 ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。)	=	入院保険金の額							
保険証券記載の入院保険金日額	×	入院した日数 (180日を限度とします。 ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。)	=	入院保険金の額							